

平成 23 年度 第 148 回 教育研究審議会議事要録

日時 平成 23 年 10 月 11 日 (火) 13:30～15:20
場所 北方キャンパス本館 E701 会議室
出席者 近藤学長、岡本副学長、梶原副学長、木原副学長、堀口事務局長、伊藤外国語学部長、吉田経済学部長、松尾文学部長、山本法学部長、伊野地域創生学群長、龍国際環境工学部長、漆原基盤教育センター長、横山社会システム研究科長、王マネジメント研究科長、古賀都市政策研究所長、八百学術情報総合センター長、田部井学生部長、二宮教務部長、柳井入試広報センター長、隈本学術情報総合センター副センター長、上江洲地域貢献室副室長、廣渡評価室副室長

配布資料

- 1-1 教員採用選考報告書 (経済学部)
- 1-2 退職願及び欠員補充申請書 (マネジメント研究科)
- 2 平成 23 年度卒業延期特例措置について
- 3 「人を対象とする研究」における研究倫理検討プロジェクト委員会の設置について
- 4 (仮称) 環境科学技術研究所の設置について (中間報告)
- 5 北九州市立大学教員海外出張・研修報告書

第 1 号 教員の人事について

* 資料1-1のとおり、経済学部の経営学担当教員採用人事について、選考委員会から採用候補者 (山本剛氏) の選考結果の報告がなされ、同報告に基づき採用候補者の採用について提案。

- 資料 2 ページの「みなし資格歴」の換算年数は、教歴から見た場合、講師期間と准教授期間の年数の整合性がとれていないのではないかと。
- 教歴との整合性がとれるよう修正する。なお、この修正によって准教授とした山本氏の資格への影響はない。

【議長】一部資料修正の上、提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

* 資料1-2(p.1)のとおり、マネジメント研究科からの申請に基づき、北真収教授の平成24年3月31日付けでの退職について提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

* 資料1-2(pp.2-3)のとおり、マネジメント研究科からの申請に基づき、平成24年3月31日付けで退職する北真収教授の後任として、組織行動学担当教員1名の欠員補充について提案。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

(議案承認の後、選考委員会を設置)

第 2 号 平成 23 年度卒業延期特例措置について

* 資料2のとおり、平成23年度卒業延期特例措置の方針について提案。

- 平成 21、22 年度と続けて実施してきた「卒業延期特例措置」について、最近の国・企業の対応や直近の景気動向、他大学の状況等から判断し、平成 23 年度は実施しない方針としたい。また、方針決定後、すみやかに学生に周知したい。就職決定率が若干下がる懸念もあるが、特例措置を行うまでの状況にないと判断した。

- 実施しないことに異論はない。しかし、手続きの問題として、何故年度の途中での判断となるのか。学生の指導にも影響があり、学部等で検討する機会は設けないのか。
- 学生には、中小企業でもやりがいがあると話をしているが、もう少し学部で検討する時間が欲しい。
- 平成22年度の実施については、この時期に教育研究審議会の方針を決定している。
- 高校に対して、就職決定率は全国平均を上回っていると説明をしてくれている。
- 今から学部等の意見を聞く場合、方針決定までに時間を要してしまう。学生の就職活動のことを考えた場合、できるだけ早く決定した方が学生のためになる。
- 特例措置の必要性を判断する材料として、他大学の状況が2例では少ない。
- 他大学全体の傾向をつかむには、恒常的な制度を持っている大学の状況も必要ではないか。
- 本学と同様に、特例措置として卒業延期を実施していたのが2校であったため、その状況をあげている。
- 恒常的な制度とするかどうかは検討していない。
- キャリアセンターでの学生指導が、特例措置が今回もあることを前提としていたのであれば問題があるが、そうでないなら、今の時点で実施しないと決めても、何も影響は出ないのではないか。
- 過去2年続けて実施していれば、実施されると期待して考える学生はいる。判断がこの時期までずれこんだのだから、平成23年度は実施とした方がよい。
- 実施を期待する学生もいるかとは思いますが、できるだけ早く学生に周知すれば、学生も十分対応できる。必ずしも遅いとは思わない。
- この制度を平成23年度までは実施し、平成24年度以降は実施しないと決めた場合、どのようなデメリットが生じるのか。
- あくまでも雇用情勢を見て判断する特例措置であり、平成24年度のことを今、判断するものではない。キャリアセンターとしては、平成23年度は特例措置として行うまではないと判断した。
- 実施しないことを学生に周知する時期が問題である。学生が不利益を回避できる時期に決定する必要があった。実施しないとするのは避けた方がよい。平成23年度は実施し、平成24年度から実施しないと決定した方が無難ではないか。
- 今、平成24年度のことを決めてもよいのか。そもそも、この特例措置は経済情勢によって実施を決めるものであり、単年度で検討すべき案件である。
- 経済状況については、上向きか下向きかは分からないとの記事も出ている。
- 判断するためのデータを出して、検討するべきである。
- 平成23年度の方針については、本日の意見を踏まえ再度キャリアセンターで考え方を整理してもらいたい。

【議長】キャリアセンターで再度検討することとしてよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

第3号 「人を対象とする研究」における研究倫理検討プロジェクト委員会の設置について

* 資料3のとおり、「人を対象とする研究」における研究倫理検討プロジェクト委員会の設置について提案。

- 「人を対象とする研究」においては、身体への侵襲を伴わないものであっても、研究対象者の基本的な人権を十分尊重しつつ、倫理性に留意して行うことが求められている。そこで、「人を対象とする研究」に関するガイドラインや倫理審査を行う組織など、所要の制度整備を行うプロジェクト委員会を設置する。
- 倫理審査に関する制度設計にあたっては、研究委員会との関連性や事務手続きの流れについても明らかにしてもらいたい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

報告

- ① (仮称) 環境科学技術研究所の設置 (中間報告) について、資料 4 のとおり報告があった。
- ② 教員の海外出張について、資料 5 のとおり報告があった。
- ③ 次回の審議会を 10 月 25 日 (火) に開催する予定である旨、報告があった。